

無床診療所（助産所）管理者 様

仙台市保健所長  
（公印省略）

医療機関における空調設備の冷却塔における  
衛生上の措置の徹底について（通知）

本市の保健医療行政の推進につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先日、県内の医療機関において空調設備の冷却塔にレジオネラ属菌が大量に発生し、目安値を大幅に上回る事例が確認されました。

このことは、医療法第20条の規定による「清潔保持等」に抵触するものであり、医療機関における空調設備の冷却塔における衛生上の措置は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号（平成30年8月3日一部改正）」に基づき実施することが必要とされていますので、当該設備を保有する医療機関においては以下の指針をご確認頂き、適切に空調設備の冷却塔を維持管理するよう徹底願います。

記

「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」  
（平成15年7月25日厚生労働省告示第264号、平成30年8月3日厚生労働省告示第297号により一部改正）

「指針に基づく維持管理上の措置」とは

- ・ 冷却塔に供給する水を水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置を講ずること
- ・ 冷却塔の使用開始時・使用中は1ヶ月に1回以上、冷却塔及び冷却水の汚れの状況を点検し、必要に応じて、冷却塔の清掃及び換水等を実施すること
- ・ 1年に1回以上、清掃及び完全換水を実施すること
- ・ 必要に応じて殺菌剤等を冷却水に加えて微生物や藻類の繁殖を抑制すること

厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/rezionerashishin.pdf>



担当 仙台市保健所健康安全課医務係 松本  
980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7-1  
TEL：214-8052 FAX：211-1915  
E-mail：fuk005510@city.sendai.jp